

昭和 52 年 12 月

昭和 53 年度の税制
改正に関する答申

税制調査会

まえがき

税制調査会は、昭和52年11月11日付で新しい委員の任命を行つて再発足し、同月22日の第1回総会で内閣総理大臣から「国民経済の健全な発展を目指としつつ、国、地方を通じて財政体質を改善するため、税制上とるべき方策」について諮問を受けた後、当面の課題として昭和53年度において実施されるべき税制改正について審議を続けてきた。昭和52年12月20日、税制調査会は、第6回総会において、その審議の結果を「昭和53年度の税制改正に関する答申」としてとりまとめ、これを即日、内閣総理大臣に提出した。

本書は、この答申を印刷に付したものである。

昭和 53 年度の税制改正に関する答申

昭和 52 年 12 月 20 日

内閣総理大臣 福田赳夫 殿

税制調査会会长 小倉武一

昭和 53 年度の税制改正に当たり、実施すべき事項について、別紙のとおり、当調査会の意見をとりまとめました。

当調査会は、政府がこの報告に基づいて税制改正を実現することを希望します。

税制調査会委員名簿

本答申の審議に参加した委員は、次のとおりである。

| | | |
|------------|----------|----------|
| 委 員 | 石 井 清 | ○泉 美 之 松 |
| ○岩 村 精 一 洋 | ○大 内 幸 夫 | |
| 岡 村 雅 夫 | ○小 倉 武 一 | |
| ○金 子 宏 | 河 崎 邦 一 | 夫 |
| ○木 下 和 夫 | 工 藤 巍 | |
| ○三 枝 佐 枝 子 | ○齋 藤 誠 | |
| ○柴 田 護 | 武 田 亨 | |
| ○立 山 武 司 | 田 中 里 子 | |
| ○辻 村 江 太 郎 | 堤 清 二 | |
| ○角 田 房 子 | 富 塚 三 | 夫 |
| 西 沢 権 一 郎 | 林 慶 之 助 | |
| ○藤 田 晴 | 前 川 一 男 | |
| ○水 野 正 一 | ○宮 智 宗 七 | |
| 村 本 周 三 | 安 居 喜 造 | |
| 山 内 隆 博 | ○渡 辺 佳 英 | |

(○印を付した委員は、臨時小委員会に所属した委員である。)

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| 一 基本的な考え方 | 1 |
| 1 「今後の税制のあり方についての答申」との関連 | 1 |
| 2 来年度の経済・財政運営のあり方と税制上とるべき措置 | 1 |
| 3 昭和53年度税制改正の基本方針 | 5 |
| 二 国 税 | 5 |
| 1 租税特別措置 | 5 |
| (1) 社会保険診療報酬課税の特例のは是正 | 5 |
| (2) 利子・配当所得課税等 | 6 |
| (3) 準備金、特別償却等の整理合理化 | 6 |
| (4) タックスヘイブン対策税制の導入 | 6 |
| (5) 投資促進税制 | 7 |
| (6) 住宅取得控除制度の拡充 | 7 |
| 2 増収措置 | 8 |
| (1) 酒税負担の引上げ | 8 |
| (2) 有価証券取引税の税率の引上げ | 8 |
| (3) 石油税の創設 | 8 |
| 三 地 方 税 | 10 |
| 1 租税特別措置等 | 10 |
| (1) 非課税措置等の整理合理化 | 10 |
| (2) 産業用電気に係る電気税の非課税措置 | 10 |
| 2 増収措置 | 11 |
| (1) 法人住民税均等割の税率の引上げ | 11 |
| (2) 都市計画税の制限税率の引上げ | 11 |
| (3) 自動車関係諸税 | 12 |
| 3 事業税における外形標準課税の導入 | 12 |

当税制調査会は、昭和52年11月、内閣総理大臣から「国民経済の健全な発展を目指としつつ、国、地方を通じて財政体質を改善するため、税制上とるべき方策」について諮問を受けた後、昭和53年度の税制改正について審議を行つてきた。

一 基本的な考え方

1 「今後の税制のあり方についての答申」との関連

昭和53年度の税制改正を検討するに当たり、当調査会としては、まず、昭和52年10月の「今後の税制のあり方についての答申」(以下、便宜「中期答申」と称する。)との関連を明らかにしておく必要があると考える。中期答申は、今後、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を目指として、福祉その他の公共サービスを確保しつつ、財政体質の改善を図るために、一般的な税負担の増加を求めることが必要な状況にあると判断されるとし、その見地から今後の税制改正に際してとるべき基本的な方向を提言しているものである。

中期答申が提出されて以来、我が国経済・財政をめぐる諸事情は一段とその厳しさを増しつつあるが、当調査会としては、中期的視野に立つ限り、中期答申の「基本的考え方」及び「今後の税制のあり方についての提言」を基本的に変更する必要はないものと考える。

中期答申は、その提言の具体化については、昭和53年度以降の各年度の税制改正において、その時点における財政・経済政策全体の立場から総合的に検討すべきものとしている。当調査会としては、この考え方に基し、中期答申の「基本的考え方」及び「今後の税制のあり方についての提言」を踏まえつつ、昭和53年度において講ずべき税制上の方策を具体的に検討した。

2 来年度の経済・財政運営のあり方と税制上とるべき措置

当面の内外経済情勢からすれば、昭和53年度の経済運営に当たつては、国内需要の着実な拡大を図り、これにより、我が国経済を安定成長路線に円滑に移行させるとともに、対外均衡の回復に資することが必要である。

このため、来年度において財政の果たすべき役割はますます重大になるものと考えられるが、一方、国の財政の現状をみると、その公債依存度が既に3年間にわたつて諸外国にも例をみない高い水準を続けるとともに、特例公債の発行額も増加の一途を辿つている。また、地方財政についても、昭和50年度以降減収補てん債、財政対策債その他地方債の大幅な増額発行及び地方交付税交付金の原資の借入れにより、辛う

じて収支のつじつまを合わせている状況にある。このような財政の大量の公債等に依存する状態が長期にわたつて継続することとなる場合には、国民経済の健全な発展にとって重大な支障となるものと懸念される。

このような見地からすれば、昭和53年度の財政運営は、一方で内需拡大の要請にこたえるとともに、他方で財政節度の維持に努めなければならないという極めて困難な状況に直面していると考えられる。

(内需拡大の要請にこたえる観点からの措置)

- (1) 昭和53年度の財政運営において、内需拡大の要請にこたえるためには、厳しい財源事情の下で財政運営全体として最も効果のある政策手段に重点的に財源を投入していくかなければならないと考える。その場合、今後中期的には税負担の増加を求めざるを得ないという基本的方向の下において、税制面の措置をいかに位置づけるかを検討する必要がある。
- (イ) まず、内需拡大の観点から、個人消費の拡大を図るべきであり、財政面からの景気対策としては大幅な所得税・住民税の減税を行うべきであるとする意見、あるいは、少なくともいわゆる物価調整減税を行うべきであり、これにより個人消費を下支えする効果も期待し得るとする意見があつた。

これに対しては、現在の我が国のように貯蓄性向が極めて高い状況の下では、減税よりも公共投資の方が需要創出効果が大きく、かつ、確実であるとする意見、公共投資によつて社会資本を充実することの方が私的消費から社会的消費に重点を移すべき今後の我が国経済社会のあり方にもよりよく適合するとの意見、減税は、当然それに見合う財政支出の縮減を伴うほか、財政節度維持のため公債依存度を財政運営の指標として考える限り、公債発行額が制約されることによつて公債対象支出をも縮減せざるを得ず、その結果、減税政策がかえつて財政支出を通ずる内需拡大という目的と背馳することになりはしないかという意見、さらには、所得税は税体系において中心的役割を果たすべき税であり、その減税は将来にわたつて税収の水準を大幅に低下させ、中期答申において示された今後の税負担のあり方に基本的に背馳することになるとの意見等があつた。

以上の論議を踏まえつつ総合的に検討した結果、昭和53年度においてとるべき財政面からの内需拡大策としては、公共投資の積極的拡大を中心として対処すべきであり、大幅な所得税等の減税を実施することは適当でないとする意見が大

勢であった。

また、物価調整減税については、中期答申において物価の上昇に見合つて毎年必ずこれを行わなければならないと考える必要はないとの基本的考え方が示されているところであり、我が国の所得税等の負担は国際的にみてもかなり低いこと、物価も最近においては比較的落ち着いてきていること等から、昭和53年度税制改正においてこれを実施する必要はないとする意見が大勢であった。

(ロ) 次に、内需拡大のためには公共投資の積極的拡大に依存するだけでは不十分であるとする見地から、経済に対する波及効果の大きい民間設備投資を刺激するために税額控除方式による投資促進税制を実施すべきであるとする意見があり、また、投資促進税制の実施は、政府の景気対策に対する確固たる姿勢を示すことにより、企業家心理に好影響をもたらすであろうとする意見があつた。

これに対しては、投資促進税制を一般的に実施する場合には、いわゆる好況業種にボーナスを与えるだけの結果となりがちであり、また、選別的に対象設備をとり上げる場合には、投資助成を目的として設けられている既存の租税特別措置に屋上屋を重ねることになるので適当でないとする意見、投資促進措置を講ずるとしても、税制で行うことは租税特別措置の拡大につながり適当でなく、むしろ歳出面での投資補助金の形により対処すべきであるとする意見が出された。

このような論議を通じて、租税特別措置の整理合理化を一層積極的に推進する努力を重ねる一方、税制面において臨時特例的な措置として、限定された対象設備について、既存の租税特別措置との重複適用を避けつつ、民間設備投資の促進のために何らかの措置を講ずることにより、景気対策の面での補完的あるいは心理的な効果を期待するという考え方も検討に値するのではないかとされた。

(ハ) さらに、内需拡大策の一環として、民間住宅建設の促進を図るため新たな税制上の措置を講ずべきであるとする意見があつた。

これに対して、民間住宅建設については、税制面でも既に住宅貯蓄控除、住宅取得控除をはじめとして多くの措置が講じられているので、新たな措置を設けることは適当でないとの指摘があつた。

しかしながら、昭和53年度の財政運営に際しては、住宅建設の促進は、景気対策の観点からも、また、国民福祉の向上の観点からも、重点的施策としてとり上げてよいと考えられる。その場合、当面の政策手段としては、財政資金の優先

的な投入と民間資金の活用が主体となることは当然であるが、税制面においても、何らかこれを補完する方策を検討することが適当であるとされた。

さらに、土地税制についても、主として住宅建設の促進との関連で検討された。しかしながら、この点については、現行の土地税制が優良宅地の供給に対して障害となつているかどうか疑問であるとする意見、土地に対しては特別な国民感情があることを考慮し、その取扱いについては慎重な配慮が必要であるとの意見が多くた。したがつて、土地税制については、その基本的な枠組みを現行のまま維持すべきであり、宅地供給の促進あるいは土地利用の効率化という角度からの手直しが必要であるとしても、それは必要最小限にとどめるべきである。

(財政節度維持の観点からの措置)

(2) ところで、財政面からの内需拡大策を公共投資を中心に行うとしても、投資部門の財源は建設公債の増発によらざるを得ず、また、経常部門においては、歳出面において既定経費について徹底的な見直しを行い、その圧縮を図ること等に努めるとても、昭和53年度においては、自然増収が小幅にとどまるを見込まれることから、特例公債への依存はかなり高いものになると考えられる。

(イ) このような状況の下で、財政節度を維持するためにはますます大きな努力が払われなければならないと考えられ、昭和53年度においても、中期答申の示す基本的な方向に沿つてできる限りの措置が講じられるべきである。

この観点から、まず、今後一般的な税負担の増加を求めるに際しては、税負担の公平が一段と強く要請されることに顧み、租税特別措置の整理合理化を一層強力に推進すべきである。

また、当面の経済運営の方向と矛盾しない範囲においてできる限りの増収措置を講ずることとすべきであると考える。

(ロ) 昭和53年度において上記のような努力を尽くしたとしても、経常部門における特例公債の発行額は極めて巨額なものになると予想され、大量の公債への依存、特に特例公債への依存の状況はますます深刻の度を増すものと考えられる。また、地方財政においても大幅な財源不足を生じ、国と同様、深刻さを加えるものとみられる。

したがつて、財政当局においては、来年度の予算を出発点として何らかの形で将来の展望を明らかにし、大量の公債等への依存の危険性とそれから脱却するた

めの税負担引上げの必要性とを改めて国民に訴えるべきである。中期答申においては、既存の税制の枠組みの中での税負担の引上げとともに、新たに広く一般的に消費支出に負担を求める一般消費税が提言されているが、財政についての将来の展望の下で、税制上一般消費税にどう取り組むかは避けて通ることのできない課題であろうと考える。

ところで一般消費税については、中期答申においてその基本的な考え方と大まかな仕組みが示されるにとどまっているため、中期答申が示されて以来、国民の間に、より具体的な仕組みの提案を受け、それに即して論議を深めることができないとする気運が見受けられる。

したがつて、一般消費税については、できる限り早い機会に各方面の意見等を織り込みつつ、我が国の経済取引に即応した仕組みの具体案をとりまとめ、これを基礎として、広く各方面の検討を求めるよう措置することが適当である。また、その場合、事業税の外形標準課税との関連についても、中期答申の趣旨に即して取り扱うことが適当であると考える。

3 昭和 53 年度税制改正の基本方針

以上の諸点を勘案し、昭和 53 年度税制改正の基本的考え方としては、所得税・住民税の減税を行わないこととし、以下に述べるように、税負担の公平確保の見地から租税特別措置の整理合理化を一層推進すること、当面の経済運営の方向と矛盾しない範囲においてできる限りの增收措置を講ずること、内需拡大等の観点から設備投資及び住宅建設の促進のために適切な措置を講ずることとするのが適当であると考える。

二 国 税

1 租税特別措置

(1) 社会保険診療報酬課税の特例のは是正

社会保険診療報酬課税の特例については、当調査会としては既に累次にわたる答申においてその是正を強く要請してきたところであり、今日に至るまでそれが実現されていないことは誠に遺憾である。昭和 53 年度の税制改正においては、少なくとも「昭和 50 年度の税制改正に関する答申」において提案した具体的な改善案を実施に移すべきである。昭和 53 年度の税制改正において、この問題について何らの法的措置も講じられないとすれば、国民の政治に対する不信感はぬぐい難いものとなろう。当調査会は、ここに重ねてその是正を強く要請する。

(2) 利子・配当所得課税等

利子・配当所得課税等については、その源泉分離選択課税の税率をさらに引き上げるべきであるとする意見や来年度において直ちに総合課税を実施すべきであるとする意見があつた。

利子・配当所得等については、総合課税を実現することが望ましいことは言うまでもない。しかしながら、源泉分離選択課税の税率は、昭和52年度の税制改正において30%から35%に引き上げられたばかりであり、その際、昭和55年末までの間はこれをそのままえ置くこととされている。したがつて、この期間中においてこれをさらに引き上げることは、利子・配当所得に対する適用税率を不安定にし、個人の金融資産の選択に不測の影響を及ぼすおそれがある。

また、利子・配当所得等の総合課税については、これら所得の把握体制が十分整備されないままにそれが実施される場合には、新たな不公平を招くおそれがある。

したがつて、利子・配当所得課税等については、今後とも総合課税が現実的に可能となる条件をできる限り早期に整備すべきであり、中期答申に示されている方向に沿つてさらに具体的に一層の検討を推進すべきであると考える。

(3) 準備金、特別償却等の整理合理化

準備金、特別償却等については、昭和51、52年度の兩年度にわたりかなりの整理合理化が進められてきたが、昭和53年度においても、新規の制度の創設は原則として認めないこととともに、既存の制度について、期限の到来するものを中心に、中期答申に示された考え方に基いてその整理合理化を推進すべきである。

(4) タックスヘイブン対策税制の導入

近年、我が国経済の国際化に伴い、いわゆるタックスヘイブンに子会社等を設立し、これをを利用して税負担の不当な軽減を図る事例が見受けられる。このような事例は、税負担の公平の見地から問題のあるところであり、また、諸外国においてもこれに対処するための立法措置が講じられていることを考えると、我が国においても以下のような考え方に基づき、昭和53年度において所要の立法措置を講ずることが適当である。

- (イ) いわゆるタックスヘイブンに所在する海外子会社等に留保された所得のうち、その持分に対応する部分を親会社の所得に合算して課税することとする。
- (ロ) いわゆるタックスヘイブンとしては、法人税が全くないか若しくは我が国法人

税に比しその実効税率が著しく低い国又は国外源泉所得を非課税としている国等を対象とする。

(ハ) その所得が合算課税の対象となる海外子会社等の範囲については、内国法人又は居住者が全体として発行済株式総数(出資総額)の50%を超える株式(出資)を直接又は間接に保有する海外子会社等とする。ただし、税負担の不当な軽減を防止するというこの制度本来の趣旨にかんがみ、少額の持分を保有するに過ぎない株主は合算課税の対象外とする。

(ニ) 正常な海外投資活動を阻害しないため、所在地国において独立企業としての実体を備え、かつ、それぞれの業態に応じ、その地において事業活動を行うことに十分な経済合理性があると認められる海外子会社等は適用除外とする。

以上を基本的な考え方として、当面必要な立法措置を早急に講ずることとし、今後、我が国企業の海外進出の実態に即しつつ、さらに本措置の一層の整備を図つていくことが必要であろう。

(5) 投資促進税制

現下の経済情勢に顧み、民間設備投資の促進に資するため、昭和53年度限りの臨時の措置として、次の特例措置を講ずる。

(イ) 対象設備 省エネルギー、公害防止等関連設備及び中小企業者等の取得する機械のうち、租税特別措置法の規定により特別償却の適用を受けることができるもの

(ロ) 控除額 対象設備の取得価額の10%相当額(当期の税額の20%相当額を限度とする。)を税額控除する。

(ハ) 控除税額の繰越 3年間の繰越しを認める。

(ニ) 特別償却の同時適用停止 この特例の適用を受ける場合には、当該設備について特別償却の適用を受けることができない。

(6) 住宅取得控除制度の拡充

昭和53年度の経済運営において、住宅建設の促進が主要な政策目標としてとり上げられていることにはかんがみ、税制面でもこれを補完するため、現行の住宅取得控除制度を次のとおり拡充する。

(イ) 対象者 昭和53年1月1日以後に、自己の居住の用に供する新築住宅を取得した者で、その取得につき民間金融機関から償還期間10年以上の融資を受けたもの

(ロ) 控除額 現行制度による控除額(最高3万円)に、年償還金額のうち30万円を超える部分の5%相当額(最高3万円)を加算した額(最高6万円)を税額控除する。

2 増 収 措 置

(1) 酒税負担の引上げ

厳しい財政事情の下において当面の経済運営の方向に背馳しない範囲で増収を図るため、酒税について負担の増加を求ることとする。

負担の引上げは、おおむね25%程度とし、原則として一律に引き上げることとするが、清酒等の一部については食糧管理特別会計の下における最近の原料米の値上がり、消費の態様等に配意して、負担の引上げ幅につき所要の調整を行うことが適当である。

なお、従価税率の引上げについても検討したが、現下の国際環境や現行の税率水準に顧み、この際はこれをすえ置くことが適當である。

(2) 有価証券取引税の税率の引上げ

最近における財政事情に顧み、株式、株式投資信託等に係る有価証券取引税の税率を次のとおり引き上げる。なお、公社債等に係る税率は現行どおりとする。

| | | 現 行 | 改正案 |
|-----|--------------------|----------------|----------------|
| 第1種 | 証券会社を譲渡者とする売買による譲渡 | 譲渡価額の 0.12% | 譲渡価額の 0.18% |
| 第2種 | 第1種以外の譲渡 | 譲渡価額の 0.30% | 譲渡価額の 0.45% |

(3) 石油税の創設

(イ) 撥発油税及び地方道路税並びに自動車重量税の現行税率については、それぞれ昭和53年3月末及び4月末にその適用期限が到来することに伴い、これを現行のまま延長するか、あるいは、延長の機会に負担増加を求めるかという問題がある。撹発油税等及び自動車重量税については、この機会に負担の引上げを求めてよいとする意見があつたが、これに関連して、現在我が国の石油製品に対する課税が全石油製品の2割程度を対象としているという実情に顧み、この際むしろ石油一般に広く課税するため、原油を中心とした課税(以下、便宜「石油税」と称する。)を導入することとしてはどうかとする考え方が新たに提起されたので、この問題について検討を行つた。

(ロ) まず、石油税は、原燃料に対しその一番根元の段階で課税しようとするものであり、税負担の求め方としても、事業活動に対する影響等の面からみても問題であるとする反対意見があつた。

これに対しては、石油一般の利用に共通する便益性に着目してこの種の税を考へてもよいとする意見及び今後予想されるエネルギー対策・石油対策に係る財政需要等を考慮すれば、現行の個別製品課税と並行し、広く石油に対して新たに負担を求めるることもやむを得ないであろうとする意見があつた。

(ハ) 次に、石油税は、原油関税のほかに実質的に輸入原油に対して新たに課税するものとなるから、その国際的反響について慎重に配慮すべきであるとの意見があつた。

これに対しては、諸外国でも省資源等の見地から石油課税の引上げが行われ、又は提案されている例が少なくないこと、我が国における石油の税負担は主要諸外国に比してむしろ低いこと等から、さほど大きな問題ではないであろうとする意見が多かつた。

なお、この点に関連して、石油税を創設する場合には、現行原油関税の一部につき所要の調整を行うことが必要であるとの意見があつた。

(ニ) さらに、この種の税は、いずれは製品価格の上昇をもたらす性格の税であるから、物価への影響からみて適当でないとの意見があつた。

これに対しては、この税本来の性格からすれば、その負担は石油を消費する者に転嫁されるべきものであつて、石油という便益性が大きくかつ有限な資源を利用する以上、石油製品の価格がいずれある程度上昇することはやむを得ないとする意見があり、また、石油製品の価格が上昇することによつてむしろ石油資源の節約及び有効利用に資することにもなるとの意見もあつた。

さらに、この問題との関連で、この種の税の創設は内需拡大を基本方針としている昭和53年度の財政運営の方向に背馳するのではないかとの意見もあつたが、この点については、今後の為替相場の動向いかんにもよるが、石油税の創設が当面コストの上昇を通じて景気に悪影響を及ぼすことはないと考えてよいであろうとの意見があつた。

(ホ) 以上の論議を踏まえつつ総合的に検討した結果、現在の我が国における石油の税負担は諸外国に比して低く、この点を考慮すればその引上げを行う余地はある

ものと認められ、また、税負担の引上げによる内外への影響は大きくないものと考えられるし、さらに、石油資源の有限性及び我が国においてはエネルギーの石油依存度が極めて高いという実情からみて、この種の税を導入することは適当であるとの意見が大勢を占めた。

石油税の基本的な仕組みとしては、課税物件を原油とし、これとの関連で原油関税の一部につき所要の調整を行うことが適當である。税率については、原油関税の税率のうち差し当たりキロリットル当たり110円を軽減してこれを石油税に振り替えることを予定するとすれば、3.5%とすることが適當であろう。また、輸入石油製品、天然ガス等を石油税の課税に際していかに処理すべきかについては、この基本的な考え方を具体化する過程で政府において十分専門的な検討を加える必要があろう。

(ヘ) なお、上述の石油税が創設されることとの関連を考えれば、昭和53年3月末及び4月末にそれぞれ現行税率の適用期限が到来する揮発油税及び地方道路税並びに自動車重量税については、これらの税の税率を差し当たり現行どおり維持するため所要の措置を講ずることが適當である。

三 地 方 税

1 租税特別措置等

(1) 非課税措置等の整理合理化

地方税における非課税、課税標準の特例等の特別措置については、昭和51、52年度の両年度にわたりかなりの整理合理化が進められてきたが、昭和53年度においても、新規の制度の創設は原則として認めないこととともに、既存の制度について、期限の到来するものを中心に、中期答申に示された考え方に基いてその整理合理化を推進すべきである。

(2) 産業用電気に係る電気税の非課税措置

産業用電気に係る電気税の非課税措置については、現行の非課税基準設定後の社会経済情勢の変化に即応して全面的な見直しを行う必要があるとする意見と、この見直しを行うに際しては企業の国際競争力等の観点から、慎重に検討すべきであるとの意見があり、結論を得るに至らなかつた。

この問題については、電気税のあり方との関連において、なお引き続き検討すべきであると考える。

2 増 収 措 置

(1) 法人住民税均等割の税率の引上げ

法人の住民税の均等割については、税率水準等からみて資本の金額又は出資金額が10億円を超える法人にはなお負担の増加を求める余地があると認められるので、これらの法人の均等割の税率を次のとおり引き上げることが適当である。

| 区分 | 標準 税率 | | | |
|-------|---|---------------|---|----------------|
| | 現 行 | | 改 正 案 | |
| 道府県民税 | 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人 | 年額 20,000円 | 資本の金額又は出資金額が50億円を超える法人 | 年額 200,000円 |
| | | | 資本の金額又は出資金額が10億円を超える50億円以下である法人 | 年額 100,000円 |
| | | | 資本の金額又は出資金額が1億円を超える10億円以下である法人 | 年額 20,000円 |
| 市町村民税 | 資本の金額又は出資金額が1億円を超えて、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が100人を超える法人 | 年額 80,000円 | 資本の金額又は出資金額が50億円を超えて、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が100人を超える法人 | 年額 800,000円 |
| | | | 資本の金額又は出資金額が10億円を超える50億円以下であつて、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が100人を超える法人 | 年額 400,000円 |
| | | | 資本の金額又は出資金額が1億円を超える10億円以下であつて、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が100人を超える法人 | 年額 80,000円 |
| | 資本の金額又は出資金額が1億円を超えて、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が100人以下である法人 | 年額 24,000円 | 資本の金額又は出資金額が10億円を超えて、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が100人以下である法人 | 年額 80,000円 |
| | 資本の金額又は出資金額が1億円を超える10億円以下であつて、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が100人以下である法人 | 年額 24,000円 | | |

(2) 都市計画税の制限税率の引上げ

都市においては各種の都市施設の整備が緊急の課題となつてゐるが、特に、最近においては住宅対策の観点から住環境の改善を図ることが強く要請されており、これに伴つて、下水道、街路、公園等の整備のための財政需要が急激に増大してきている。このような事情にかんがみ、これらの都市施設整備のための財源に充てる目的税である都市計画税について増収措置を講ずることができるよう、制限税率を100分の0.3(現行100分の0.2)に引き上げることが適当である。

(3) 自動車関係諸税

自動車関係諸税については、地方道の整備水準、地方道路財源の現況等にかんがみ、その充実を図るべきであるとする意見があるが、昭和53年度においては、石油税が創設されることとの関連を考えれば、これらの税については、現行の負担水準を変更しないことが適当である。したがつて、昭和53年3月末に現行の税負担の適用期限が到来する自動車取得税及び軽油引取税については、その負担水準は、現行どおり維持するのが適当である。

3 事業税における外形標準課税の導入

事業税における外形標準課税の導入問題については、都道府県の動向等をも考慮しつつ「基本的な考え方」において述べたとおり、一般消費税との関連において検討を進めることが適当である。

(大蔵省印刷局製造)